

令和7年4月13日執行  
真庭市長選挙  
真庭市議会議員選挙

指定病院・老人ホーム等における  
不在者投票の手続

真庭市選挙管理委員会

## はじめに

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院（所）している人は、その病院や老人ホーム等で不在者投票ができることになっています。

この不在者投票の制度は、有権者のためにできるだけ投票の機会を確保しようとするために設けられた制度ですが、選挙の当日に投票所において投票するという原則の例外であるため、その手続は法令により詳細に規定されており、有権者が行使した貴重な不在者投票も、これに違反したものは無効となります。

病院や老人ホーム等で不在者投票事務に従事される方は、あらかじめ関係法令やこの冊子をご覧いただき、手続に誤りのないように注意してください。

### 凡　例

法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
選管	選挙管理委員会（委員長）
指定病院等	都道府県選挙管理委員会が指定する病院（介護老人保健施設を含む。）、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設、国立保養所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所並びに婦人補導院

## 目 次

1 主 要 日 程	1
2 不在者投票のできる人について	1
3 不在者投票管理者について	2
4 不在者投票の手続について	4
(1) 選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が投票用紙等の 交付を請求する場合	4
(2) 選挙人が真庭市選管に対して直接投票用紙等の交付を請求 する場合	16
5 不在者投票の変更手続について	18
6 不在者投票の経費について	19
※ 様 式	20
※ 真庭市内の不在者投票指定病院等一覧	30

## 1 主 要 日 程

令和7年4月13日執行の真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙の主な日程は、次のとおりです。

### (1) 選挙期日の告示日（立候補受付）

令和7年4月6日（日）

### (2) 不在者投票のできる期間（選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日まで）

令和7年4月7日（月）～4月12日（土）

毎日午前8時30分から午後8時まで

※ 告示日当日の不在者投票はできませんので、ご注意ください。

### (3) 選挙期日

令和7年4月13日（日）

## 2 不在者投票のできる人について

都道府県選挙管理委員会の指定する施設等で不在者投票のできる人は、真庭市の選挙人名簿に登録され、選挙権があることのほか、次のような要件が必要です。

**指定病院（指定介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、指定身体障害者支援施設又は指定保護施設に入院（入所）している場合**

- ・ その人が属する投票区の区域外にある指定病院等に入院（入所）し、選挙の当日において入院（入所）中の見込みの人
- ・ 疾病、負傷、出産、身体障害等のため、指定病院等に入院（入所）し、選挙の当日において歩行が困難である見込みの人

**刑事施設、労役場、監置場又は留置施設に収容されている場合**

- ・ 刑事施設に収容されている刑事被告人、被疑者、拘留の刑に処せられた人、受入受刑者若しくは監置に処せられた人（以下「刑事被告人等」という。）、労役場若しくは監置場に留置されている人又は留置施設に留置されている刑事被告人等で、選挙の当日において収容中の見込みの人

**少年院又は少年鑑別所に収容されている場合**

- ・保護処分に付され、選挙の期日において収容中の見込みの人

**婦人補導院に収容されている場合**

- ・補導処分に付され、選挙の期日において収容中の見込みの人

**3 不在者投票管理者について**

**(1) 施設ごとの不在者投票管理者**

法令により、施設ごとに不在者投票管理者が、次のように定められています。

施 設 等	不 在 者 投 票 管 理 者
指 定 病 院 (指定介護老人保健施設を含む)	病院の院長
指 定 老 人 ホ ー ム	老人ホームの長
指定原子爆弾被爆者養護ホーム	原子爆弾被爆者養護ホームの長
国 立 保 養 所	国立保養所の所長
指 定 身 体 障 害 者 支 援 施 設	身体障害者支援施設の長
指 定 保 護 施 設	保護施設の長
刑 事 施 設 , 労 役 場 , 監 置 場	刑事施設の長
留 置 施 設	留置業務管理者
少 年 院	少年院の長
少 年 鑑 別 所	少年鑑別所の長
婦 人 补 導 院	婦人補導院の長

ただし、指定病院（指定介護老人保健施設を含む。）の院長並びに指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設の長については、

**ア 候補者となった場合**

**イ 外国人の場合**

は、不在者投票管理者となることはできません。

なお、不在者投票管理者が、ア又はイに該当する場合のほか、不在者投票管理者に事故があり、又は欠けたときは、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（病院（介護老人保健施設を含む。）の場合は、医師又は歯科医師であることが必要です。）

## （2）不在者投票管理者の仕事

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権をもち、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理しますが、その主な仕事は次のとおりです。

- ア 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を真庭市選管に請求すること。
- イ 真庭市選管から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- ウ 選挙人から提示を受けた投票用紙及び投票用封筒（並びに不在者投票証明書）を点検すること。
- エ 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。
- オ 不在者投票記載場所の設置をすること。
- カ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- キ 投票の終わった不在者投票を真庭市選管に送致すること。

## （3）不在者投票管理者としての心構え

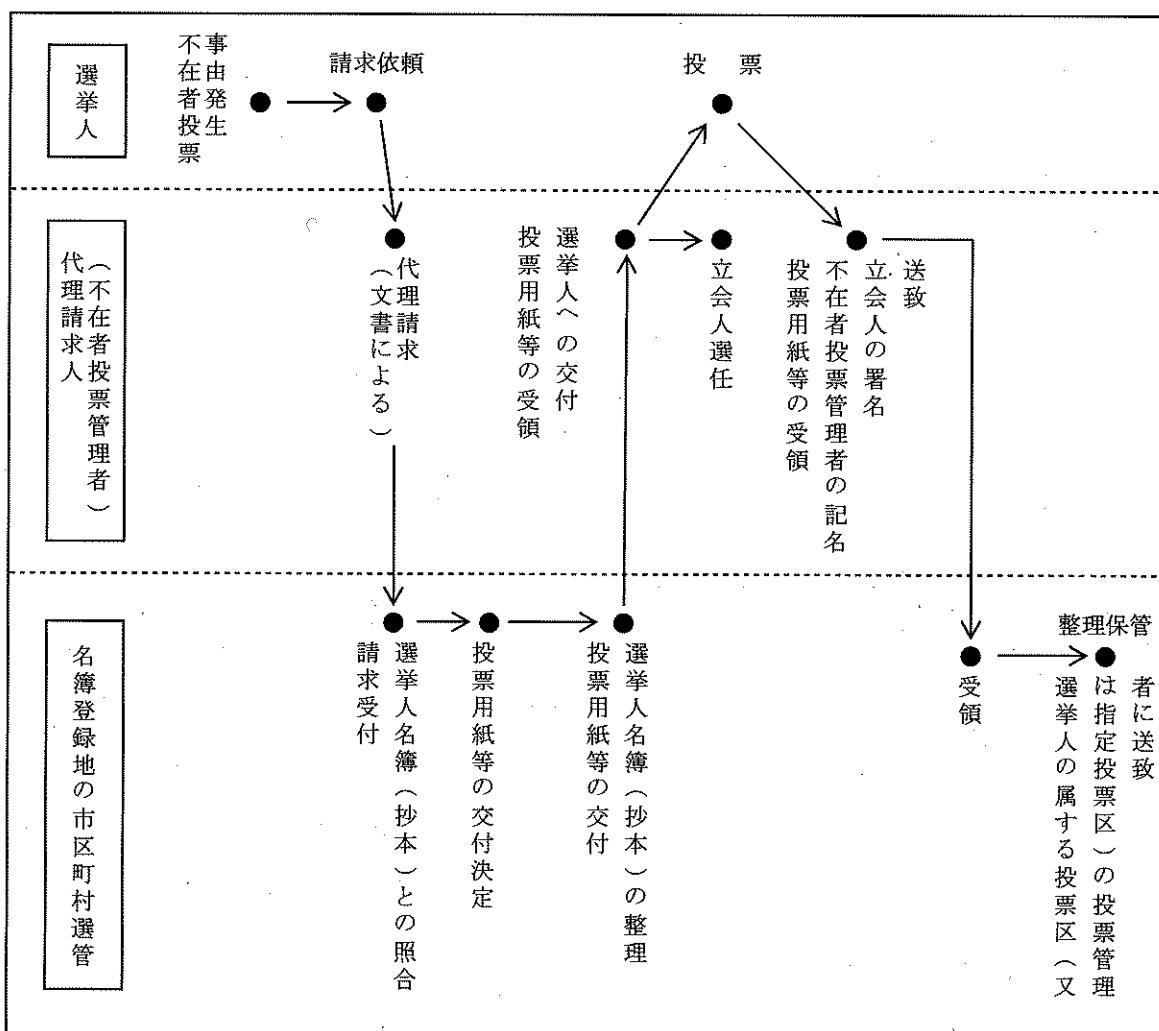
- ア 不在者投票は、選挙期日より前に、しかも、一般の投票所以外の施設の中で行われる例外的な制度であり、**その取扱いには厳格を期し、投票の秘密を保持し、また選挙人が自由な意思に基づいて投票できるよう投票に対する不正干渉等のないように十分な配慮が必要です。**
- イ 不在者投票事務は、確実さと迅速さが要求されます。日頃から選挙関係法令に当たっておくなど、事前に十分な法的知識を修得しておくことが必要です。
- ウ 事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人が投票しやすい雰囲気づくりに配慮することが必要です。
- エ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので、いやしくもこれらの罰条に触れることのないよう注意が必要です。
- オ 不在者投票管理者は、**不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。**不在者投票管理者はもとより、不在者投票に従事する職員及びその他の職員の慎重な行動が大切です。

**力** その他不在者投票事務においてトラブルが予想されたり、トラブルが起こったときは、真庭市選管に連絡し、対応方法の指示を受けるなど、関係機関との連絡調整が必要です。

#### 4 不在者投票の手続について

不在者投票をするに当たっては、まず、投票用紙等を真庭市選管に対して請求し、手許に取り寄せておかなければなりませんが、この請求には、**選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が請求する場合**と、**選挙人が直接請求する場合**の2通りの方法があります。それぞれ手續が異なりますので、以下この2つのケースに分けて概略を説明します。

##### (1) 選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が投票用紙等の交付を請求する場合



##### ア 投票用紙等の請求依頼

まず、選挙人が不在者投票管理者に、**様式1 「投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書」**（21ページ参照）により、投票用紙と投票用封筒の請求を依頼します。

なお、この請求依頼書については、選挙人1人につき1枚ずつ作成しても差し支えありません。

#### **イ 不在者投票管理者から真庭市選管への請求**

請求依頼を受けた不在者投票管理者は、真庭市選管に対して、**投票用紙及び投票用封筒を、様式2「請求書」（22、23ページ参照）により請求します。**

##### **(ア) 請求期間**

選挙期日の前日（午後5時）までですが、できるだけ早めに請求してください。  
選挙期日の告示の日以前においても請求することができます。

請求方法は、直接でも郵送等による送付でも差し支えありません。真庭市選管からの投票用紙等の交付は、原則として告示の日の翌日以後（郵送等により送付する場合は、告示の日前2日以後）に行われることとなっています。

##### **(イ) 点字投票**

選挙人から点字投票する旨の申立てがあったときは、その旨を「請求書」の備考欄に記載する必要があります。

##### **(ウ) 真庭市選管への請求**

一枚の用紙に依頼者の氏名を連記できます。

#### **ウ 選挙人への投票用紙等の交付**

不在者投票管理者は、真庭市選管から交付された投票用紙と投票用封筒を受け取り、これを請求を依頼した選挙人に渡します。

（なお、実務上は、不在者投票を行う際に選挙人に手渡すこととなります。）

- (注) • 選挙人に投票用紙等を渡す際には、選挙人を誤って交付することのないよう、投票用紙及び投票用封筒と選挙人からの請求依頼書とを対照し、確認する必要があります。
- 投票用封筒には外封筒と内封筒の2種類があり、両方で1セットとなっています。

#### **エ 投票**

いよいよ投票に入ります。

##### **(ア) 投票記載場所の設置**

不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人が選挙人の投票の記載をのぞきこんだりすることがないように投票の秘密保持に努め、また投票用紙の交換その他の不正が行われることのないようにするために、投票記載台、投票箱（代用できるものでも可。）等相当の設備をしなければなりません。

また、投票記載場所には、候補者の氏名等の一覧表や候補者等の選挙運動用ポスター、政治活動用ポスター等の掲示は一切できることとなっています。

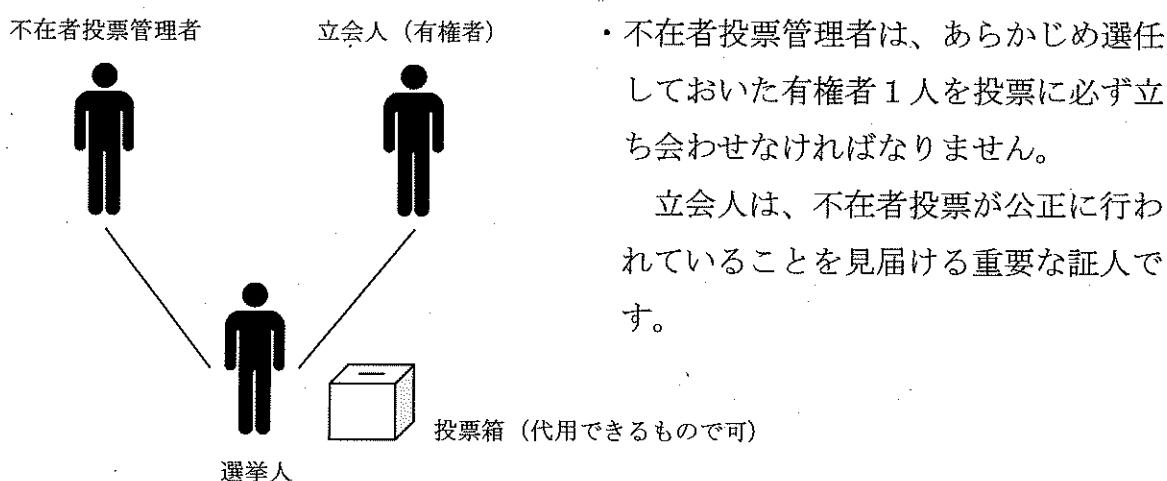
なお、投票記載場所の外において、立候補者の告示や選挙公報、立候補者を平等に扱っている新聞記事等を見ることができるようにするなどの便宜供与は可能です。

#### (イ) 立会人、補助者の選任

- a 不在者投票を行う場合には、必ず選挙権を有する者を立ち会わせなければならぬことになっています。あらかじめ立会人（1人）を決めておくことが必要です。
- b 代理投票を行う場合には、さらに2人の補助者が必要です。あらかじめ、立会人の意見を聴き、不在者投票の事務に従事する者のうちから、決めておくことが必要です。

なお、代理投票を行う場合の補助者（2人）については、不在者投票管理者及び立会人と兼ねることはできないこととなっています。

#### (ウ) 立会人の立会い



#### (エ) 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、投票の前に選挙人に投票用紙と投票用封筒の提示を求めて、投票用紙に候補者の氏名が書かれていなことを点検します。

（実務上は、ウ（5ページ）のとおり、不在者投票を行う際に、不在者投票管理者が点検の上、選挙人に手渡し、直ちに投票することになります。）

## (才) 投票の方法

選挙人は、投票記載場所で、投票用紙に候補者1人の氏名を記載し、これを投票用封筒の内封筒に入れ、封をした上、さらに外封筒に入れて封をします。そして、外封筒の表面に選挙人の署名をして提出します。（外封筒に選挙人の署名がない不在者投票は、投票として扱われなくなりますので、注意してください。）

不在者投票管理者は、選挙人から提出された封筒に署名がしてあるかどうかを確認し、漏れがあれば必ず本人に署名させてください。不在者投票管理者や立会人が選挙人の氏名を代筆してはいけません。

投票用紙、投票用外封筒及び投票用内封筒の様式は次のとおり（8～10ページ参照）ですので、混同しないよう注意してください。

また、今回は真庭市長選挙と真庭市議会議員選挙が同時に執行される予定ですので、投票用紙の交付ミス等がないよう十分に注意してください。

**投票用紙、投票用内封筒及び投票用外封筒の色等**

(真庭市長選挙)

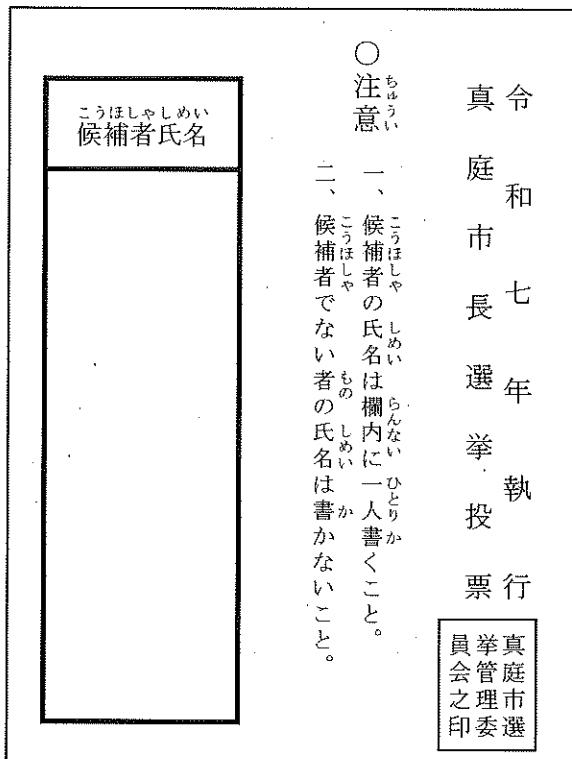
投票用紙	白色の用紙に赤色の字
投票用内封筒	白色の封筒に赤色の字
投票用外封筒	白色の封筒に赤色の字

(真庭市議会議員選挙)

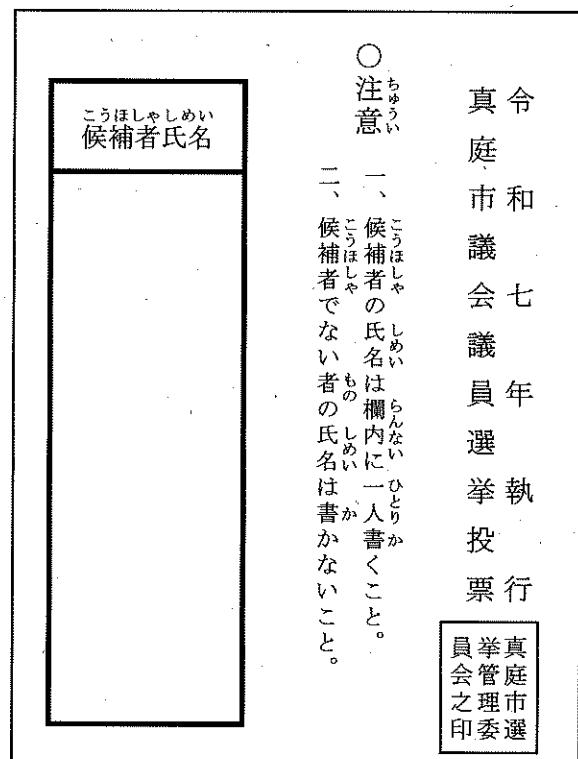
投票用紙	クリーム色の用紙に黒色の字
投票用内封筒	クリーム色の封筒に黒色の字
投票用外封筒	クリーム色の封筒に黒色の字

**投票用紙の様式**

白色の用紙に赤インクで印刷



クリーム色の用紙に黒インクで印刷



## 投票用外封筒の様式

※真庭市長選挙用の投票用外封筒の例

白色の封筒に赤インクで印刷

行 勅 選 挙	
7 年 長 市 和 庭 真 令	
立会人	投票場所 （施設の名称） （職氏名）
不在者投票 (外封筒)	投票年月日 令和七年四月日
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 ※こちらから左は記入しないでください。	
真庭市選管委員会之印	投票者 (氏名) 山 川 一 郎

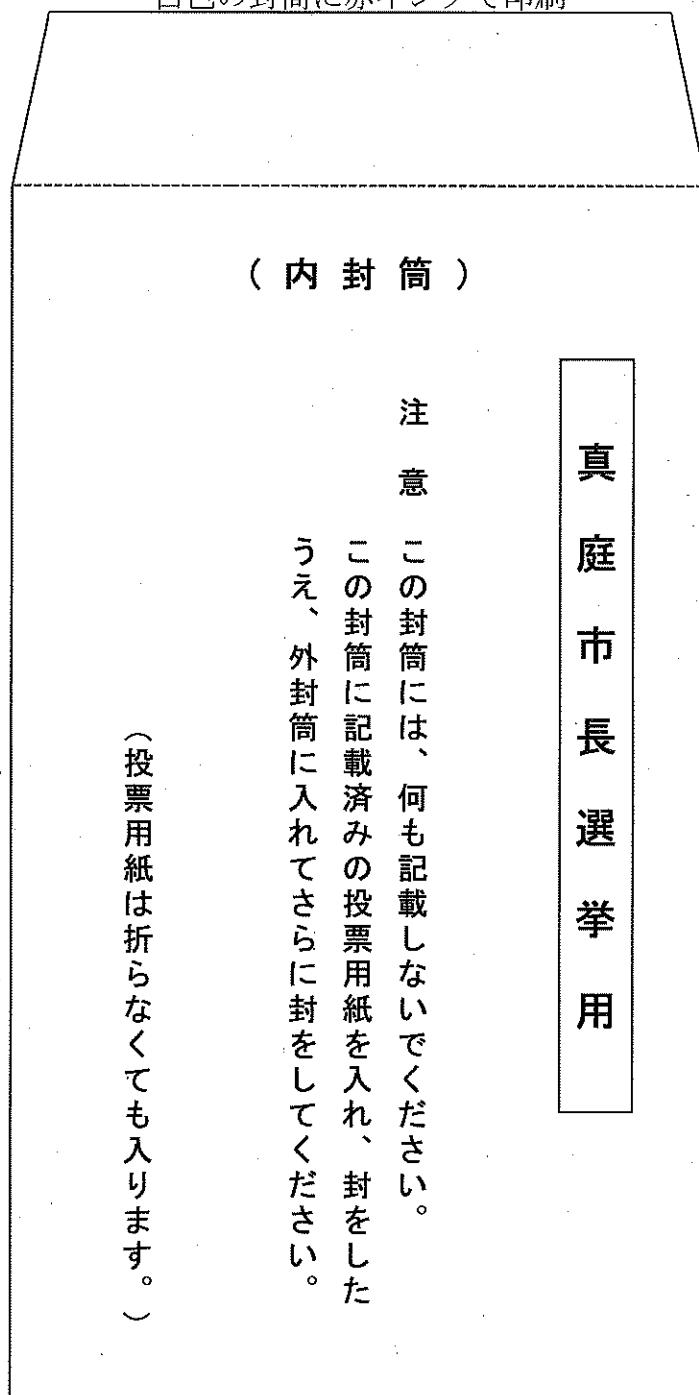
立会人が署名すること。  
**（自書に限る。）**

署名のないものは無効のため  
選挙人において必ず**自書**すること

## 投票用内封筒の様式

※真庭市長選挙用の投票用外封筒の例

白色の封筒に赤インクで印刷



### (カ) 点字投票

点字投票の場合、投票用外封筒の表面の選挙人の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に点字で署名させてください。

### (キ) 代理投票

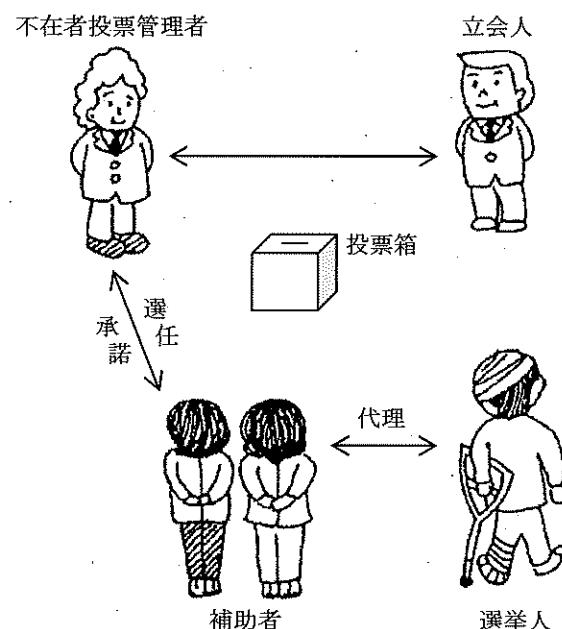
心身の故障又はその他の事由のため自ら候補者の氏名を書くことができない選挙人は、不在者投票管理者に申請し、代理投票をすることができます。

この場合の手続についてですが、まず補助者の選任について立会人の意見を聴き、不在者投票の事務に従事する者の中から、補助者2人を定めます。

投票記載場所で、補助者1人の立会いのもとに、他の補助者1人に選挙人の指示する候補者1人の氏名を記載させ、これを投票用封筒（まず内封筒に入れ、次に外封筒に入る。）に入れて封をさせ、続いて外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ（このとき代理人の氏名は記載しないでください。）

不在者投票管理者に提出させます。

そして投票を真庭市選管に送致（持参又は郵送等により送付）をする際に、様式3「代理投票通知書」（24ページ参照）を同封してください。



代理投票の申請を受けたが、不在者投票管理者において、その事由がないと認めたときは、これを拒否できますが、拒否の決定は、必ず立会人の意見を聴いてしなければなりません。

#### (ク) 代理投票の仮投票

代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき又は代理投票をすることについて立会人に異議があるときは、選挙人は、代理投票の仮投票をすることができます。

代理投票の仮投票の方法は、(キ)の手続によるほか、代理投票の補助者のうち選挙人に代わり投票用紙に候補者の氏名を記載した者が、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載した上で、さらに、**代理記載した者の氏名を投票者欄の左に「代理記載人●● ▲▲」と記載し、提出することとなっています。**

**(注) 代理投票の仮投票の場合には、選挙人の氏名に加え、代理記載人の氏名を必ず記載してください。**

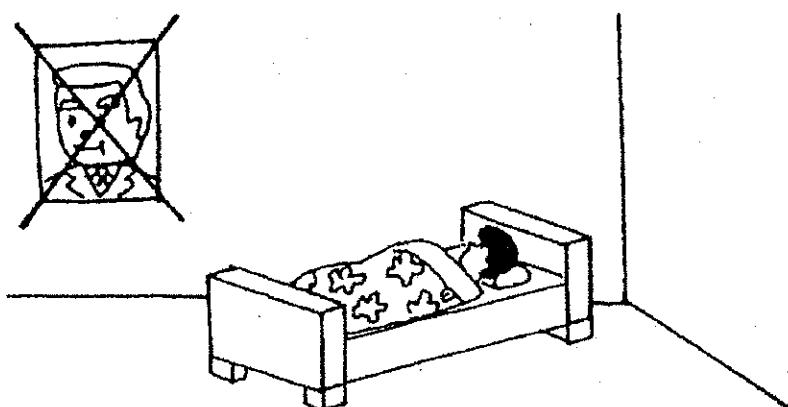
**通常の代理投票の場合には、代理記載人の氏名は記載しないでください。**

#### (ケ) 歩行が困難な選挙人のベッドの上での投票

不在者投票は、原則として投票記載場所で行うべきですが、重病人など歩行困難な者については、不在者投票管理者の管理下で、かつ、立会人の立会いがあれば、ベッドの上でも投票させることができます。この場合においては、特に投票の秘密保持に注意を払うことが必要です。

なお、この場合、ベッドのある室内に選挙運動用ポスターや政治活動用ポスター等がないかどうか特に入念にチェックしてください。

選挙運動用（政治活動用）ポスター



## 才 投票終了後の手続

不在者投票管理者は、投票を受けとったときは、投票用外封筒の所定の欄に投票年月日及び投票場所を記載し不在者投票管理者の記名をした上、立会人に署名させます。

投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者の氏名の記載（ゴム印等による記名でもよい。）がない不在者投票や立会人の署名がない不在者投票は、投票所で「不受理」（投票として扱われないこと。）となりますので特に注意してください。

この部分の記載がないとせつかくの投票が無効となります。

行 勢 選 挙 不在者投票 (外封筒)	
投票年月日 令和 7 年 4 月 日	
投票場所 (施設の名称) 甲野病院 会議室	
立会人 上 下 三 郎 (職氏名) 病院長 甲野乙郎	
員会管理市選 (氏名) 山 川 郎	
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 ※こちらから左は記入しないでください。	
交付市名	真庭市
投票区名	
名簿登録番号	
不在者投票事由	号該当
性別	男・女

立会人の署名  
(自書に限る)

不在者投票管理者に  
おいて記載  
(ゴム印可)

## **力 不在者投票の送致**

不在者投票管理者は、予定していた不在者投票がすべて終わったら、投票用封筒をレターパックプラスに入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、病院名等を記入し、真庭市選管に様式4「不在者投票送致書」（25ページ参照）とともに送致（持参又は郵送等による送付）をします。

不在者投票を送致する前に、必要事項の記載漏れ、誤記入、代理投票の場合の通知書（様式3 24ページ参照）の添付の有無を確認してください。

なお、不在者投票は、投票日の当日投票所を閉じる時刻までに真庭市選管から投票管理者のもとへ届ける必要があります、この時刻を過ぎて到達したものは投票として扱われなくなります。不在者投票管理者は、この送致に要する期間を見込んで事務処理を行う必要がありますのでご注意ください。

(ア) 代理投票を行った選挙人がいる場合

送致（持参又は郵送等による送付）をする際には、様式3「代理投票通知書」(24ページ参照)もあわせて送付してください。

(イ) 代理投票の仮投票を行った選挙人がいる場合

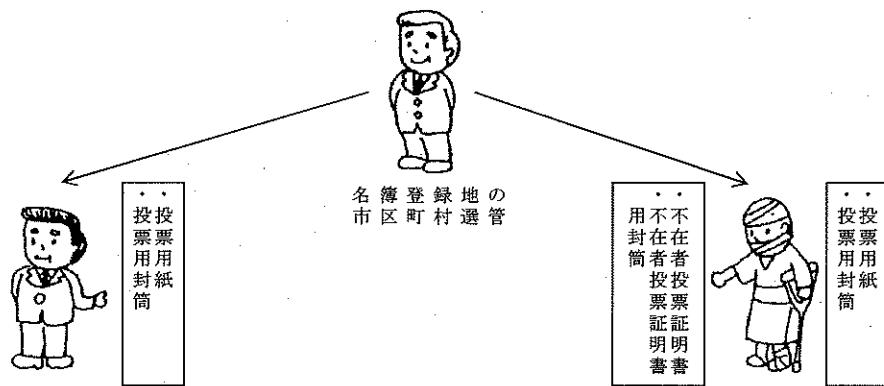
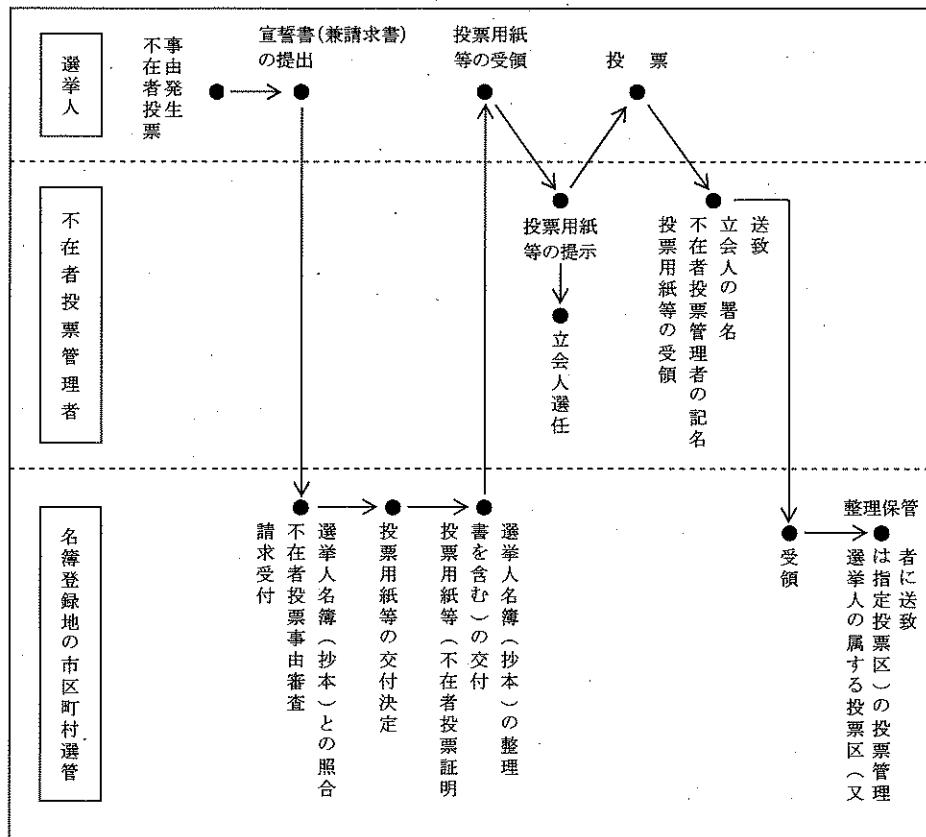
送致（持参又は郵送等による送付）をする際には、下の様式「代理投票仮投票調書」もあわせて送付してください。

代理投票仮投票調書					
<u>施設名</u>					
選 挙 人	氏 名			性 別	
	選挙人名簿に記載されている住所	岡山県真庭市			番地 方
	生年月日	明治 大正 平成	昭和	年 月 日	
仮投票の原因					
代理投票の理由がないと認める理由		備 考			

備考 仮投票の原因欄には、「選挙人の不服」「投票立会人の異議」の別を記入すること。

(2) 選挙人が真庭市選管に対して直接投票用紙等の交付を請求する場合

(選挙人が不在者投票管理者に依頼して、不在者投票管理者が投票用紙等の交付を請求する場合は4ページからを参照)



#### 不在者投票管理者が請求する場合

#### 選挙人が直接請求する場合

## ア 投票用紙等の請求

まず、選挙人は、様式5「宣誓書（兼請求書）」（26ページ参照）を真庭市選管に対して直接又は郵便等により提出して、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付を請求します。なお、この用紙は、真庭市選管で準備しています。

(注) ・選舉人は、指定病院等で投票する旨をあわせて申し立てる必要があります。

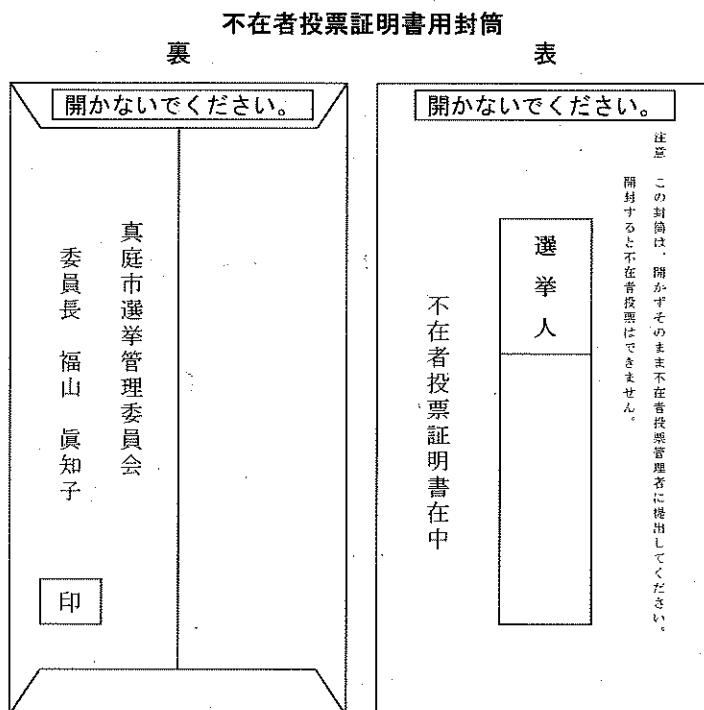
この場合は、「期日前投票（不在者投票）の理由」欄の2（カ又はキ）※投

票区の区域外に入院（入所）中の場合）又は3（ク又はケ）に○をすることになります。

- ・点字投票をしようとする場合は、その旨を申し立てることが必要です。

#### イ 投票用紙等の点検等

不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入っている封筒の提示を求めて、投票用紙及び投票用封筒を点検し、様式6「不在者投票証明書」（27ページ参照）の調査をします。



#### 参考

選挙人が直接請求する場合は、不在者投票管理者が選挙人の依頼により請求する場合の不在者投票と異なり、真庭市選管から投票用紙及び投票用封筒のほか、不在者投票証明書が不在者投票証明書用封筒に入れられ、封をしたままで交付されることとなります。

- (ア) 選挙人から提出された不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、いかなる事情であれ、不在者投票をさせることはできません。

#### ウ 投 票 等

投票に入りますが、投票の方法等その手続は、選挙人が不在者投票管理者に依頼して投票用紙等の交付を請求する場合と全く同様です。（7ページからを参照）

なお、真庭市選管に不在者投票を送致する際に、不在者投票証明書を不在者投票とともに送致用封筒に入れて送致してください。

## 5 不在者投票の変更手続について

- (1) 不在者投票をしようとして投票用紙等の交付を受けた選挙人は、その投票用紙等を真庭市選管に返却すれば、期日前投票を行うことができます。
- (2) また、選挙期日の前日までに不在者投票をしなかったときは、その投票用紙等を投票管理者に返却すれば、選挙の当日、投票所において投票することができます。
- (3) 選挙人が直接投票用紙等の交付を請求した場合には、名簿登録地以外の市区町村選管で不在者投票をすることができます。
- (4) 不在者投票をせず、選挙の当日、投票所においても投票しなかったときは、投票用紙等を速やかに真庭市選管に返さなければなりません。
- (5) 投票用紙等の代理請求をした選挙人が、不在者投票をする前に退院(退所)又は転院(転所)し、投票用紙等を交付しなかったときは、不在者投票管理者は、速やかに真庭市選管へ連絡するとともに、未使用の投票用紙等を返却してください。

## 6 不在者投票の経費について

不在者投票の経費については、不在者投票管理者が選挙終了後、真庭市選管に請求することになります。真庭市の場合は、様式7「不在者投票経費申請書」(28、29ページ参照)により、請求を真庭市選挙管理委員会事務局長に委任する方法をお願いします。

その際、申請者は必ず不在者投票管理者(病院の場合は院長等、老人ホームの場合は当該施設の長等)となり、法人の理事長等が申請することはできません。また、申請書に押印する印鑑も不在者投票管理者の印(病院長印等)でなければならず、理事長印等では申請できません。

不在者投票管理者以外(理事長等)の名義の口座に振込を希望するときは、委任状欄にも必ず記入してください。委任状欄には、上記不在者投票管理者の印を押印してください。

お支払いする経費は、真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙の両方に投票された選挙人についても、どちらか一方の選挙のみに投票された選挙人についても、いずれも1人につき1,050円です。

なお、真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙以外の選挙に係る不在者投票についてはそれぞれの選挙を管理する都道府県又は市区町村の選管へ請求してください。

**経費申請書の提出先**

〒719-3292 岡山県真庭市久世2927番地2 真庭市選挙管理委員会事務局

(封筒の表に、「不在者投票経費申請書在中」と明記してください。)

その他、経費の請求に関するご不明な点は、真庭市選挙管理委員会事務局（電話：0867-42-1072）までお問い合わせください。

# 様式

# 投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書

(不在者投票管理者職・氏名) 甲野病院長 甲野乙郎 殿

令和7年4月13日執行の真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙の不在者投票をするため、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を依頼します。

依頼月日	選挙人名簿に記載されている住所	選り挙がれた氏な名	生年月日	請求依頼の種類	備考
4月7日	真庭市△△△12番地3	山川一郎	明治昭和22年5月10日 大正平成	真庭市長選挙 真庭市議会議員選挙	点字
4月8日	真庭市△△△45番地6	岡山花子	明治昭和33年6月12日 大正平成	真庭市長選挙 真庭市議会議員選挙	点字投票の場合
月 日	(注) この請求依頼書については、選挙人1人ににつき、1枚ずつ作成しても差し支えありません。		明治昭和年月日 大正平成	真庭市長選挙 真庭市議会議員選挙	のみ記載する。
月 日			明治昭和年月日 大正平成	真庭市長選挙 真庭市議会議員選挙	
月 日			明治昭和年月日 大正平成	真庭市長選挙 真庭市議会議員選挙	
月 日			明治昭和年月日 大正平成	真庭市長選挙 真庭市議会議員選挙	
月 日			明治昭和年月日 大正平成	真庭市長選挙 真庭市議会議員選挙	

備考 点字投票するときは、「点字」と記載すること。  
「請求依頼の種類」については、該当する選挙に○を付けること。

## 請 求 書

令和 7 年 4 月 8 日

真庭市選挙管理委員会

委員長 福山 真知子 殿

(〒〇〇〇-△△△△)

所 在 地 真庭市△△△78番地9

施設の名称 甲野病院

不在者投票管理者 甲野病院長

職 氏名 甲野乙郎

電話 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

FAX (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

事務担当者 職・氏名 主任 丙山 丁子

別紙記載の選挙人は、令和7年4月13日執行の真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙  
 当日、当施設にあるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令  
 第50条第4項の規定による依頼があるので、選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

記

選挙名	請求人数
真庭市長選挙	2人
真庭市議会議員選挙	1人

## 別 紙

施設の名称 甲野病院 No. 1

番号	選挙人名簿に記載されている住所	ふりがな 選挙人氏名	生年月日	備考
1	真庭市△△△12番地3	やまかわいちらう 山川一郎	S 22. 5. 10	点字
2	真庭市△△△45番地6	おかやまはなこ 岡山花子	S 33. 6. 12	市長選のみ
3			.	
4			.	
5			.	
6			.	
7			.	
8			.	
9			.	
10			.	
11			.	
12			.	
13			.	
14			.	
15			.	
16			.	
17			.	
18			.	
19			.	
20			.	

備考 選挙人から令第50条第3項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

真庭市長選挙又は真庭市議会議員選挙のどちらか一方の選挙についてのみ、投票用紙等を請求する場合は、備考欄に「市長選のみ」又は「市議選のみ」と記載すること。

### 様式 3 代理投票通知書

令和 7 年 4 月 日

真庭市選挙管理委員会

委員長 福山 真知子 殿

所 在 地

施設の名称

不在者投票管理者

職 氏名

印

令和 7 年 4 月 13 日執行の真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙の投票において、次の者は代理投票を行ったので通知します。

記

番号	選挙人氏名	補助者		代理投票の事由 (該当に○印)
		氏名	氏名	
1				1 身体の故障 2 その他
2				1 身体の故障 2 その他
3				1 身体の故障 2 その他
4				1 身体の故障 2 その他
5				1 身体の故障 2 その他
6				1 身体の故障 2 その他
7				1 身体の故障 2 その他
8				1 身体の故障 2 その他
9				1 身体の故障 2 その他
10				1 身体の故障 2 その他

# 不 在 者 投 票 送 致 書

令和 7 年 4 月 13 日執行の真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙における不在者投票を、下記のとおり送致します。

記

選 挙 名	投票をした者	投票をしなかった者
真庭市長選挙	人	人
真庭市議会議員選挙	人	人

令和 7 年 4 月 日

不在者投票管理者

(職・氏名)

印

真庭市選挙管理委員会 殿

※ 投票をしなかった者の内訳

選 挙 人 氏 名	選 挙 の 種 類	返 還 の 理 由
	真庭市長選挙 真庭市議会議員選挙	

# 宣誓書（兼請求書）

真庭市選挙管理委員会委員長 殿

私は、令和7年4月13日執行の真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 年 月 日

現 住 所	(〒一 )
選挙人名簿に記載されている住所	岡山県真庭市 (現住所と異なる場合のみ記載してください。)
氏 名	(日中に連絡の取れる電話番号： ーーー )
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 生

（不在者投票の場合は□に印を記入してください。）

併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

（注）下記の欄は選挙管理委員会が使用しますので記入しないでください。

交付	投票	抄本整理	期日	請求	交付	投票(受理)月日	投票場所	投票別	整理番号	
			前	月 日 時 分	月 日 分			代理	点字	
			代理投票補助者							
投票区			名簿番号		請求		投票(受理)月日	投票場所	不在者投票証明書	整理番号
					郵・直	月 日			有・無	
					本・代	時				
					交付		投票別			
					郵・直	月 日 分		代理	点字	船員
					代理投票補助者					令50 令51

## 不在者投票証明書

選挙人の氏名		生年 月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日 生
投票をしよう とする病院、 老人ホーム	所在地	都道府県	郡市 区	町 村
その他施設	名 称			
その他の事項				
選 挙	令和7年4月13日執行 真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙			

上記のとおり証明する。

令和 7 年 4 月 日

真庭市選挙管理委員会

委員長 福山眞知子

印

備 考：その他の事項欄には、本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときには、これを記載すること。

## 不 在 者 投 票 経 費 申 請 書

令和 7 年 4 月 14 日

真庭市長殿

[不在者投票管理者] 施設の名称

甲野病院

(〒〇〇〇-△△△△)

所 在 地

真庭市△△△78番地9

代表者職氏名

甲野病院長 甲野乙郎 (印)

電 話

(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

令和7年4月13日執行の真庭市長選挙及び真庭市議会議員選挙の不在者投票に要した経費を次のとおり申請します。(投票者氏名は別紙のとおり)

記

金 2,100 円 (@1050円× 2 人 = 2,100 円)

◆

## 委任状及び口座振替申請書

私は、真庭市選挙管理委員会事務局長を代理人と定め、私が真庭市から受ける不在者投票に要した経費を請求することを委任します。

また、同経費については、次のとおり口座振替の方法でお支払い願いたく申請します。

令和 7 年 4 月 14 日

施設の名称

甲野病院

所 在 地

真庭市△△△78番地9

代表者職氏名

甲野病院長 甲野乙郎 (印)

真庭市長殿

真庭市会計管理者殿

記

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号	口座名義人(フリガナ)
〇〇〇銀行	本店 〇〇〇 支店 出張所	当座 普通	1234567	イリョウホウジンコウノカイ リジショウ コウカワオツオ 医療法人甲野会 理事長 甲川乙男

(注意) 1 この申請書は、選挙の日から1週間以内に必着するように、

〒719-3292 真庭市久世2927番地2 真庭市選挙管理委員会あて送付してください。

2 ゆうちょ銀行へのお支払いも可能です。

3 申請者と口座名義人が異なる場合は、振り込みできません。

この経費の受領者(上記口座名義人)が、不在者投票管理者以外であるときは、次の委任状に記入してください。受領者が法人にあっては、法人名並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

委任状	医療法人甲野会 理事長 甲川乙男		を代理人と定め、
	上記金額の受領に関する一切の権限を委任します。		
	令和 7 年 4 月 14 日		
	(不在者投票管理者)		
	施設の名称 甲野病院 所 在 地 真庭市△△△78番地9 役 職 名 甲野病院長 氏 名 甲野乙郎 (印)		

(事務担当者)

所属	総務課	職・氏名	主任 丙山丁子
----	-----	------	---------

別 紙

施設の名称 甲野病院

No. 1

(事務担当者)

所属	総務課	職・氏名	主任 丙山丁子
----	-----	------	---------

※ 請求書に必ず添付すること。

## 真庭市内の不在者投票指定病院等一覧

(令和7年3月1日現在)

施設の種類	施設名	所在地
病院	医療法人美甘会勝山病院	真庭市本郷1819
	医療法人真庭慈風会津山中央まにわ病院	真庭市勝山1070
	医療法人社団井口会総合病院落合病院	真庭市上市瀬341
	社会医療法人緑社会金田病院	真庭市西原63
	医療法人社団井口会向陽台病院	真庭市上市瀬368
	真庭市国民健康保険湯原温泉病院	真庭市下湯原56
介護老人保健施設	老人保健施設ゆうあい	真庭市勝山1070
	老人保健施設白梅の丘	真庭市上市瀬368
	老人保健施設信愛苑	真庭市下河内314-2
	介護医療院わかば	真庭市下河内314-2
	介護医療院河本医院	真庭市下河内314-2
老人ホーム	特別養護老人ホーム花岡荘	真庭市上中津井1071-1
	特別養護老人ホーム神庭荘	真庭市組370-1
	特別養護老人ホーム神庭荘Ⅱ	真庭市組370-1
	特別養護老人ホーム檜山荘	真庭市上市瀬1050-39
	地域密着型特別養護老人ホーム檜山荘	真庭市上市瀬1050-39
	特別養護老人ホーム十字園	真庭市下河内2275
	特別養護老人ホーム千寿荘	真庭市蒜山上長田28-1
	特別養護老人ホーム千寿荘(ユニット型)	真庭市蒜山上長田28-1
	養護老人ホーム百楽苑	真庭市草加部1720-2
代用刑事施設(各警察署)	真庭警察署	真庭市江川821-1